



2018年6月8日

各 位

会 社 名 株式会社ロック・フィールド
代表者名 代表取締役会長兼社長 岩田 弘三
(コード番号 2910 東証1部)
問合せ先 取締役管理本部長 伊澤 修
(TEL 078-435-2800)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2018年6月8日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2018年7月26日開催予定の第46回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することを下記のとおり決定致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 本制度の導入目的等

①本制度の導入目的

当社の取締役が、持続的な企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度を導入いたします。

②本制度の導入条件

当社は、1999年7月27日開催の第27回定時株主総会において、取締役の報酬総額を年額600百万円以内とすることをご承認いただいております。本株主総会において、本制度の導入に際し上記限度額とは別枠で譲渡制限付株式の現物出資金額に相当する金銭報酬債権を年額60百万円以内として支給することにつき、本株主総会で承認を得られることを条件とします。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が取締役会で定める者（以下「対象取締役」という。）に対して、当社が、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権を支給します。対象取締役は、当該金銭報酬債権を当社が新たに発行または処分する普通株式を取得するための出資財産として現物出資の方法により払込み、当該発行または処分される当社の普通株式を引き受けるものとします。

本株式報酬は向こう1年間の勤務継続に対する報酬の一部として支給するものですが、本制度の導入目的である持続的な企業価値向上のためのインセンティブ付与および取締役と株主の皆様との一層の価値共有を実現するため、①のとおり譲渡制限期間を設定いたします。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額60百万円以内とし

ます。対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定するものとします。本制度により、当社の取締役会決議に基づき、当社が新たに発行しまたは処分する普通株式の総数は、年 60,000 株以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所市場第一部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、取締役会において決定いたします。

また、当社は、本制度に基づく当社普通株式の発行または処分にあたっては、対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結し、対象取締役は本割当契約により交付された株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当契約に定める一定の期間（以下「本譲渡制限期間」という。）中は、自由に譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」という。）をすることができないものとしたします（以下「譲渡制限」という。）。本割当契約において定める内容の概要は以下のとおりです。

①本譲渡制限期間

本譲渡制限期間は、本割当契約により株式の割当を受けた日から 20 年間とし、当該期間中、対象取締役は本割当株式について譲渡等をしてはならないものとしたします。

②譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が本譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割当てられた本割当株式を当然に無償で取得するものとしたします。

③譲渡制限の解除等

当社は、対象取締役が本譲渡制限期間中に継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点で譲渡制限を解除するものとしたします。

対象取締役が、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間満了前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしたします。

④組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認日までの期間を踏まえて、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとしたします。

また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点で譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものとしたします。

⑤その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容としたします。

以上